

午前 9時57分 開 議

○委員長（小野徳重君） おはようございます。それでは、時間前でありませけれども、皆さんおそろいになりましたので、これから決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は14名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第10号から認定第12号までの認定について審査を行います。なお、採決及び意見の聴取につきましても、議案ごとに質疑終了後に行います。

それでは、認定第10号 平成29年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） おはようございます。それでは、認定第10号 平成29年度胎内市公共下水道事業会計決算についてご説明申し上げますけれども、その前に若干参考資料をきょう用意いたしましたので、そちらのほうの説明を先にさせていただきたいと思ひます。済みませんが、お時間いただきたいと思ひます。

まず、水道事業について事業会計の予算イメージということで、水道事業を例にとって説明するように資料をつくらさせていただきました。水道事業は独立採算というこの絵をちょっとごらんいただきたいと思ひますけれども、こちらの絵の中には市役所でありますとか家計ですとか、国や銀行あるいは工事をするような掘削機械とかありまして、イメージ的には水を届けるということが水道事業の場合そういった企業活動になるのですけれども、その企業活動のほかにはまずは水道工事をして浄水場をつくったり水道管を布設工事したりして、まずは最初資本をつくってから、それから営業に入るといふような活動になりますけれども、そういった図を見ていただいて、いわゆる料金をいただいて水を届けるという、こちらの上のほうになりますけれども、水色で囲ったところになりますけれども、こちらがいわゆる収益的収入及び支出ということで、企業会計の場合は3条予算というふうに申し上げております。水の供給というサービスの提供に関する予算、こちら家庭に捉えてみていただきますと、給料と生活費といふような関係で見ていただければと思ひます。その下のほうなのですけれども、水道工事のほうなのですけれども、こちらのほうはいわゆる資本的収入及び支出ということで、4条予算というふうに言っております。こちらは水をつくったり送ったりするための施設建設に関する予算、家計に例えると家を建てる費用と、そのための住宅ローンと借入れの返済の関係といふようなことで見ていただければと思ひます。

もう一つペーパーを用意しておりまして、図の2番と図の3番とありますけれども、2枚目の紙のほうでございますけれども、上のほうがいわゆる特別会計でございます。歳入がありまして、隣に歳出があるといふことで、歳入から歳出を引いた残りが翌年度に繰り越すといふことで、繰

越金というふうなことで示してございます。その中には工事的なものとか起債借り入れとか、そういった収入に関しては資本的収入になりますし、工事を行うほうとか起債を償還するほうというのは資本的支出ということで、特別会計の中にも収益的収入、収益的支出あるいは資本的収入、資本的支出というふうにくくりを分けられるのですけれども、下の図を見ていただきたいと思いますけれども、企業会計の場合はこの収益的収入と収益的支出はいわゆる3条予算ということで、収益的収支というふうなくくり方をしております。残った工事関係の収入と支出ですけれども、こちらのほうが4条予算ということで、資本的収支ということになります。

ここで、ちょっと聞きなれない言葉なのですが、長期前受け金というのと減価償却費というのが、収入のほうに長期前受け金、支出のほうに減価償却費ということで入ってきますけれども、こちら現金の収入の伴わない長期前受け金、現金支出の伴わない減価償却費というのが3条予算のほうに入ってきます。4条予算のほうでは、工事負担金とか企業債を借り入れして工事を行ったり企業債償還をするわけですけれども、不足財源が発生します。この不足財源に埋め合わせをする形で減価償却費でありますとか、前の年度から積み立てている減債積立金ということで、それを補填しまして3条、4条合わせて予算、決算となっているというふうなイメージでござらんいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

済みません、ちょっと前置きが長くなってしましまして、それでは下水道会計のほうからご説明いたします。こちら緑の冊子になりますので、よろしく願いいたします。下水道のまずは現況のほうからご説明いたしますので、緑色の決算書12ページをござらんいただきたいと思います。総括事項といたしましては、平成29年度末の水洗化人口が1万5,962人で、前年度比0.9%の増となり、水洗化率は79.7%で、前年度比1.7%の増となっております。

次に、建設改良の状況でございますけれども、こちらは14ページから16ページにかけて詳細を掲載しておりますが、管渠築造工事としましては、西本町、若松町地内で合計274.5メートルを整備いたしました。また、処理場関係の工事では、平成29年度、30年度の2カ年計画で長寿命化工事を行っておりまして、汚泥脱水機、汚泥濃縮槽のかき寄せ機の更新及び防食工事を行ったほか、各種ポンプ類などの更新工事を実施いたしました。

次に、経営状況について収益的収支からご説明いたします。17ページをお願いいたします。17ページ、収益的収入及び支出であります。中段の(2)の事業収入に関する事項をござらんいただきたいと思います。こちらの表は消費税抜きで掲載しておりますので、よろしく願いいたします。平成29年度の合計欄で、事業収入が11億1,713万8,416円であり、平成28年度と比較して3,965万4,011円、3.7%の増となりました。収入の主なものといたしましては、下水道使用料が3億1,186万51円であり、平成28年度と比較して930万3,805円、3.1%の増となりました。また、営業外収益では7億8,407万2,274円で、平成28年度と比較して3,274万3,308円、4.4%の増となりました。

次に、収益的支出でございますが、同じページ、17ページの下の方でございます。(3)の事

業費に関する事項をごらんいただきたいと思ひます。平成29年度費用合計が9億150万5,689円と、平成28年度と比較して4,465万3,614円、4.7%の減となりました。この主な要因につきましては、減価償却費、支払利息などの減によるものでございます。この結果、収支差し引きといたしましては、2億1,563万2,727円となりましたが、この収支差し引きについては、ページを戻りまして、5ページに掲載しております。平成29年度胎内市公共下水道事業損益計算書の下から3行目の当年度純利益の金額でございます。収益的収支の明細につきましては、21ページから24ページに掲載しておりますので、ご確認いただければと思ひます。なお、税込みの決算額については決算書の1ページ、2ページに決算報告書(1)、収益的収入及び支出ということで掲載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、資本的収支についてご説明いたします。資本的収支のほう、3ページ、4ページをお願ひいたします。(2)の資本的収入及び支出をごらんいただきたいと思ひます。こちらの表につきましては、消費税込みの金額となっておりますので、よろしくお願ひいたします。収入総額でございますが、4ページ目の中ほどの行の決算額の一番上の欄をごらんいただきたいと思ひますが、総額で6億6,752万740円でありました。その内訳は、企業債5億5,030万円、国庫補助金6,493万4,000円、他会計補助金2,703万8,000円、受益者負担金及び分担金1,053万5,200円、このほかに工事負担金、その他資本的収入でございます。下の表、総支出のほうでございますが、同じく決算額の行の欄一番上でございますが、10億1,224万9,517円であり、その内訳は建設改良費1億8,491万402円、企業債償還金8億2,673万7,733円、その他資本的支出60万1,382円でございます。

次に、下の欄外に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出に不足する3億4,472万8,777円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の5ページには損益計算書に掲載しております。先ほど見ていただいた損益計算書でございます。当年度純利益は下から3行目、2億1,563万2,727円であります。その結果、前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は22億370万2,457円となりました。

次に、6、7ページの上段は剰余金計算書でありまして、資本金や剰余金の処理状況をあらわしてございます。下段のほうは欠損金処理計算書でありまして、右下の未処理欠損金22億370万2,457円を平成30年度に繰り越すということでございます。

次に、8ページ、9ページ目は貸借対照表でありまして、平成29年度末における公共下水道事業の経営状況をあらわした表でございます。

12ページ以降に決算附属書類を添付してございますが、12ページには事業の概況を、14ページから16ページには工事及び設備の状況を、17ページには業務内容を、18ページ、19ページに会計内容、20ページにはキャッシュフロー計算書に掲載してございます。21ページから24ページに収

益的費用明細を掲載しておりますし、25、26ページには固定資産明細書、27ページから40ページは企業債明細書を掲載しております。

以上で認定第10号 平成29年度胎内市公共下水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。ご質疑願います。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 21ページの下水道事業収益の営業収益が下水道使用料とその他の営業収益とあるのですけれども、下水道使用料というのはよくわかりますけれども、その他の営業収益で雑収益が2,000万円という内訳はどんな内容なのですか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） ただいまの営業収益のその他の収益、雑収益でございますけれども、こちらは農業集落排水事業における農排事業の汚泥処理料をいただいている関係と新発田市との協定で下水道処理を受託しておりますけれども、そちらの新発田市からの下水道処理にかかわる負担金等でございます。

以上でございます。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） では、今答えられた、そのまた内訳についてお願いします。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 金額的な内訳でよろしいでしょうか。

○委員（丸山孝博君） はい。

○上下水道課長（榎本武司君） 平成29年度の農業集落排水事業にかかわる処理分でございますけれども、こちらが967万1,931円、失礼いたしました、これ税込みの金額でございますので、税抜きでございますと895万5,491円でございます。農業集落排水分が895万5,491円、新発田市の処理分が1,111万2,431円でございます。

以上でございます。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） いつも監査委員の意見書を中心に質問して申しわけないのですが、平成30年5月分から8月分の例月現金出納検査報告書に、1ページ目の一番下に検査の結果として6月末現在における現金、預金の金額並びに会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額はいずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。ただし公営企業会計においては、現金、預金の金額と関係帳簿等との記載金額が一致しておらず、経過と内容確認について説明を求めるものとし、今後再発防止に向け適正

な事務の執行に努められたいとありますけれども、これは担当課というよりも会計管理者の方からこのことについての所見をお聞かせいただければと思いますけれども、いいでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 高橋副市長。

○副市長（高橋 晃君） 今回の決算の資料の中には例月検査の資料は入っていないかとは思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

〔「リクエストがあって」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） 榎本課長。

○上下水道課長（榎本武司君） ただいまのご質問の件でございますけれども、平成30年度の水道事業において、例月現金出納検査の時点で通帳の残高と、いわゆる資産表での通帳残高とが10万8,000円ほど合わなかったというケースがございました。そちらについては、収入調定をすべきところ、間違えて収入調定とせず、通帳には入金されているものの資産表には金額としては計上されていなかったということで、このようなことがないように毎月月末には通帳残高を複数人において確認して、なおかつ会計管理者にも確認していただくということで処理を進めることとしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第10号 平成29年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第11号 平成29年度胎内市水道事業会計決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第11号 平成29年度胎内市水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

別冊の水色の決算書でございます。よろしく願いいたします。まず初めに、総括事項といた

しまして、平成29年度末の給水人口は2万3,933人で、前年度と比較いたしまして322人、1.3%の減で、給水戸数といたしましては8,613戸、2戸、0.1%の減となりました。有収水量は274万1,543立方メートルで、前年度比4万7,104立方メートル、1.7%の増となりました。済みません、ただいま11ページをお開きいただきたいということを言い逃しました。もう一度説明いたします。11ページをごらんいただきたいと思います。

〔「いいよ」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（榎本武司君） よろしいでしょうか、総括事項として給水人口、有収水量等説明させていただきました。

次に、建設改良の状況でございますけれども、配水管整備事業といたしまして、若松町、西本町、星の宮町と布設替工事などで1,102メーターを実施いたしました。また、施設整備事業では下高田配水池インバーター更新工事を実施いたしております。

次に、経営状況について、収益的収支からご説明いたします。18ページをごらんいただきたいと思います。収益的収入でございますけれども、（2）番の事業収入に関する事項をごらんいただきたいと思います。こちらも税抜きで掲載しておりますので、よろしく願いいたします。平成29年度の合計欄で、事業収入が6億5,377万3,428円と、平成28年度と比較いたしまして1,873万4,387円、2.8%の減でございます。収入の主なものといたしましては、給水収益が5億4,512万5,029円であり、平成28年度と比較して1,004万139円、1.9%の増でございます。長期前受金戻入が8,144万2,747円であり、平成28年度と比較して234万1,608円、3%の増でございます。

次に、収益的支出でございますけれども、同じ18ページの下の方、（3）の事業費に関する事項をごらんいただきたいと思います。平成29年度の費用合計が5億2,369万3,168円と、28年と比較いたしまして2,942万1,252円、5.3%の減となりました。この主な要因につきましては、原水及び浄水費、減価償却費、支払利息及び特別損失などの減によるものでございます。この結果、収支差し引きは1億3,008万260円となっております。この収支差し引きにつきましては、ページ戻りまして、5ページに掲載しております。平成29年度胎内市水道事業損益計算書の下から4行目の当年度純利益の金額でございます。当年度純利益が1億3,008万260円であり、前年度の繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額と合わせまして、平成29年度末の未処分利益剰余金は6億1,617円となりました。

次に、6ページの上段は剰余金計算書でありまして、資本金や剰余金の処理状況をあらわしております。6ページ中ほどの表は、剰余金処分計算書（案）でございまして、当年度未処分利益剰余金から減債積立金への積み立て及び資本金への組み入れを行い、残りの1億3,304万99円を平成30年度に繰り越すものでございます。なお、この剰余金の処分方法につきましては、本定例会の議第84号で提案しておりますので、よろしく願いいたします。

7ページ、8ページ目は、貸借対照表でございます。平成29年度における水道事業の経営の状

態をあらわした表でございます。

11ページ以降に決算附属書類を添付しておりますが、11ページに事業の概況を、16ページに工事及び設備の状況、また17ページには業務内容を掲載しております。19ページには会計内容、21ページにはキャッシュフロー計算書を掲載しております。また、22ページから26ページには収益的費用明細書、27ページから30ページには固定資産明細書、31ページから36ページまでは企業債明細書を掲載しております。

以上で認定第11号 平成29年度胎内市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第11号について質疑を行います。ご質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第11号 平成29年度胎内市水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第12号 平成29年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第12号 平成29年度胎内市工業用水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

別冊、黄色の決算書をごらんいただきたいと思います。まず、工業用水道事業の概況からご説明いたしますので、9ページをお願いいたします。工業用水道につきましては、平成8年、9年度に新潟中条中核工業団地の清水地区への工業用水供給施設として整備いたしました。平成29年度においては、工業用水の利用事業者はおりませんが、平成30年度において工業用水の使用が見込まれることから、送水ポンプ等の更新工事を実施いたしました。また、一般会計からの補助金を財源といたしまして、企業債の元利償還など行ったものでございます。

それでは、次に経営状況について収益的収支からご説明いたしますので、10ページのほうをごらんいただきたいと思います。3・業務の(2)、事業収入に関する事項をごらんいただきたいと思います。こちらにも税抜きで掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。平成29年度の合計欄で事業収入が1,938万476円で、平成28年度と比較しまして1,166万9,042円の増であります。収入内容は、他会計補助金と長期借入金戻入でございます。

次に、収益的支出でございますが、下の表の(3)、事業費に関する事項をごらんいただきたいと思います。平成29年度の費用合計が2,114万5,071円で、平成28年度と比較しまして1,337万5,579円の増となっております。支出の主な内容といたしましては、減価償却費、資産減耗費、企業債の支払利息などがございます。この結果、収支差し引きはマイナス176万4,595円でございます。こちらの収支差し引きについては、ページ戻りまして、5ページに掲載してあります平成29年度胎内市工業用水道事業損益計算書の下から3行目、当年度純損失の金額でございます。収益的収支の明細につきましては、13ページに掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、税込みの決算額については、1ページ、2ページに決算報告書の(1)番、収益的収入及び支出に掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資本的収支についてご説明いたします。決算書の3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。(2)、資本的収入及び支出をごらんいただきたいと思います。こちらの表につきましては、消費税込みの金額となっておりますので、よろしくお願いいたします。収入総額でございますが、決算額の一番上の欄でございます。総額で120万3,636円でございます。次の下の表、支出総額では、同じく決算額の欄の一番上でございますけれども、3,366万3,476円であり、その内訳といたしましては、建設改良費が2,913万840円、企業債償還金が120万3,636円、補助金返還金が332万9,000円でございます。次の下欄外部分に記載してございますが、資本的収入が資本的支出に不足する3,245万9,840円は、全額繰り越し工事資金で補填いたしました。

次に、5ページのほうは工業用水道事業損益計算書でございますが、当年度純損失が先ほど申し上げました176万7,595円でありまして、その結果、前年度繰越欠損金と合わせまして当年度の未処理欠損金は182万1,701円でございます。

次の6ページは、上段が剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況をあらわしております。下段は欠損金処理計算書であります。右下の未処理欠損金182万1,701円を30年度に繰り越しのものであります。

7ページは貸借対照表であります。29年度末における工業用水道事業の経営状況をあらわした表でございます。

9ページ以降には決算附属書類といたしまして、事業概況、業務内容、会計内容、キャッシュフロー計算書、収益的費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で認定第12号 平成29年度胎内市工業用水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第12号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第12号 平成29年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第12号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時34分 閉会